

平成30年(行ウ)第126号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国(処分行政庁 警察庁長官)

## 準 備 書 面 (1)

平成30年10月9日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

被告指定代理人	志水 崇	通	
	田家 重	信	
	矢澤 正	樹	
	渡邊 準	一	
	内山 仁	次	
	橋本 鎮彦	彦	
	渡邊 圭	圭	

第1 情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み、情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方について（原告第1準備書面第1に対する反論）

5

1 被告の引用が恣意的であるとする原告の主張は理由がないこと	5
(1) 原告の主張	5
(2) 被告の反論	5
2 情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み	7
(1) 原告の主張	7
(2) 被告の反論	7
3 情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方	9
(1) 原告の主張	9
(2) 被告の反論	10

第2 情報公開法5条3号の意義、趣旨及び判断枠組みについて（原告第1準備書面第2に対する反論）

14

1 原告の主張	14
2 被告の反論	15
(1) 最高裁昭和53年判決及び政府委員の答弁を理由とする原告の主張に理由がないこと（原告の前記1(1)に対する反論）	15
(2) 情報公開法5条3号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同号該当性に関する主張立証責任は原告が負うこと（原告の前記1(2)の主張に対する反論）	16

第3 情報公開法5条4号の意義、趣旨及び判断枠組みについて（原告第1準備書面第3に対する反論）

20

1 原告の主張	20
2 情報公開法5条4号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理	

的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同号該当性に関する主張立証責任は原告が負うこと（被告の反論） ..... 20

#### 第4 本件決定が適法であること（原告第1準備書面第4に対する反論） —— 22

1 本件決定は、本件不開示部分に記録されている情報が、公にすることにより、 国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と 秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、情報公開法5条3号又は同条4号に 該当すると検討、判断されてなされたものであること	22
(1) 原告の主張	22
(2) 被告の反論	22
2 本件不開示部分に記録されている情報が情報公開法5条3号又は同条4号に 該当することについて、何ら具体的な事実関係に基づく合理的根拠が示されて いないとする原告の主張は理由がないこと	22
(1) 原告の主張	23
(2) 被告の反論	23
3 本件決定と別件開示決定は、請求の対象を異にし、対象文書を公にすること による国の安全が害されるおそれ等も異にするものであるから、別件開示決定 の判断をもって、本件決定の判断が社会通念上合理的なものとして許容される 限度を超えていっているとはいえないこと	24
(1) 別件開示請求の経緯	24
(2) 別件開示決定の判断について	25
(3) 本件決定の判断について	27
(4) 原告の「本件部分開示文書は甲13の1～122であるが、項目欄以外は 全面的に不開示となっているため、本件部分開示文書のうち、いずれかが別件 部分開示文書に対応するのか特定が困難となっている」との主張について	

(5) 小括	32
4 本件決定について、審査会においても「公表されている他の情報」について 言及した上で答申を行っていること	32
(1) 原告の主張	33
(2) 被告の反論	33
5 小括	33
第5 結語	34

被告は、本準備書面において、原告の2018年（平成30年）8月21日付け第1準備書面（以下「原告第1準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略称等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による（参考として本準備書面末尾に略語表を添付する。）。

## 第1 情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み、情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方について（原告第1準備書面第1に対する反論）

### 1 被告の引用が恣意的であるとする原告の主張は理由がないこと

#### (1) 原告の主張

原告は、情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組みについて、被告が答弁書第5の1(1)（11ページ）で総務省行政管理局編「詳解情報公開法」464及び465ページを引用したことに関し、一部のみを引用しており、これは被告の恣意的な引用であると主張する（原告第1準備書面第1の1・2ないし4ページ）。

#### (2) 被告の反論

ア しかしながら、そもそも、被告は、答弁書第5の1(1)（10ないし12ページ）において、情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組みについて、情報公開法5条柱書きの規定が、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責任が全うされることによる利益を確保する一方で、個人、法人等の権利、利益や国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があることに鑑み、行政機関の保有する情報の公開の範囲を定めるに際しては、行政文書を開示することにより得られる利益と開示しないことにより得られる利益との權衡を保つ必要があるとの視点に立脚して制定されたものであると主張したものであるところ、総務省行政管理局編「詳解情報公開法」においても同旨の記載があることから、当該部分の

記載を必要かつ十分な範囲で引用したものであって、恣意的に引用したものではない。

イ また、上記の点をおくとしても、原告が被告引用部分の記載の後に重要な記載があるとして挙げる「そこで、開示請求権制度においては、一定の合理的な理由に基づき不開示とする必要がある情報を不開示情報とし、不開示情報が記録されている場合を除き、行政文書は請求に応じて開示されるものとすべきである。このような考え方から、本要綱案では、行政機関の長は、適法な開示請求があった場合は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示する義務を負う（第五第一項）との原則開示の基本的枠組みを定めることとした。」（甲第5号証464及び465ページ。傍点は引用者）との記載についてみても、原則・例外の枠組みの中において例外である不開示情報については開示の対象から除かれると記載されているのであるから、被告の主張と何ら反するものではなく、かえって被告の主張に沿う記載となっており、また、それゆえ、被告が同記載を引用しないからといって、被告の引用が恣意的であるともいえない。

ウ さらに、原告は、上記の記載を引用し、被告の引用が恣意的であると主張するが、総務省行政管理局編「詳解情報公開法」（甲第5号証）465ページにおいては、原告の引用する上記記載の後に、更なる記載があり、原告の方こそ、かかる記載を引用していない。すなわち、上記の記載の後には「このように、不開示情報は、開示されないこととの利益を保護しようとするものであるから、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示請求に対して開示してはならないこととなる。しかしながら、一般的には開示されないこととの利益が認められる情報についても、高度の行政的な判断として、開示することに優越的な公益が認められる場合があり得る。そこで、本要綱案では、このような場合

における行政機関の長の裁量的判断による開示の規定を更に設けることとした（第七、後述四(8)）。（甲第5号証465ページ。傍点は引用者）との記載があり、かかる記載についてみても、原則・例外の枠組みの中において例外である不開示情報については開示の対象から除外される、開示が禁止されると記載されているのであるから、被告の主張と何ら反するものではないことはもとより、かえって被告の主張に沿う記載となっている。

エ したがって、被告の引用が恣意的であるとする原告の主張には理由がない。

## 2 情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組み

### (1) 原告の主張

原告は、情報公開法における行政文書の開示・不開示の枠組みについて、被告が答弁書第1の1(1)(11ページ)で「行政文書が開示されることによる利益と不開示情報が開示されないことによる利益は、いずれも国民の利益であるとして、それぞれが適切に保護されるよう両者間の調整がされなければならないと説明されている」と主張したことに関し、このような利益調整が必要であること自体は否定しないと主張しながらも、「『文書開示の利益』と『不開示情報を開示しないことの利益』を並列させ、両利益が一般的に等価であるかのような主張は、全く肯首できない。両利益が等価と考えられていたのであるとすれば、『原則開示』という考え方は出てくるはずがない」と主張し、「このような『原則開示の基本的枠組み』は重要であり、不開示事由の解釈や司法審査のあり方等を検討するにあたっては、この原則に合致した解釈がなされる必要がある」と主張する（原告第1準備書面第1の2・4及び5ページ）。

### (2) 被告の反論

ア しかしながら、そもそも、被告は、原告が主張するような「行政文書が開示されることによる利益」と「開示されないことによる利益」が一般的

に等価であるとの立論に基づく主張はしておらず、答弁書第5の1（10ないし12ページ）における被告の主張をみても、そのような記載はなく、被告は、原則開示・例外非開示との情報公開法の定める枠組みの中において、例外である不開示情報については開示されないと主張しているものであるから、原告の上記主張は、その前提を欠くものであり、失当である。

イ また、上記の点をおくとしても、原告の主張が、このような原則開示・例外非開示との情報公開法の定める枠組みを超えて、例外非開示とされる不開示情報についてまで開示すべきであるとの趣旨であれば、これは誤りというほかない。

すなわち、答弁書第5の1（10ないし12ページ）で述べたとおり、情報公開法5条柱書きの規定は、行政文書を開示することにより得られる利益と開示しないことにより得られる利益との権衡を保つ必要があるとの視点に立脚して制定されたものであり、同法5条各号の不開示情報については、行政文書が開示されることによる利益よりも開示されないことによる利益の方が要保護性が大きいとして、開示されないことによる利益を保護すべきものと位置づけているといえ、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示請求者に対して当該情報を開示することが禁じられているものである。

したがって、原告の上記主張には理由がない。

ウ さらに、このことは、原告も引用する総務省行政管理局編「詳解情報公開法」（甲第5号証）においても記載されており、むしろ被告の主張を裏付ける結果となっている。

すなわち、前記1(2)イで述べたとおり、「開示請求権制度においては、…不開示情報が記録されている場合を除き、…開示されるものとすべきである」、「不開示情報が記録されているときを除き、…当該行政文書を開示する義務を負う（第五第一項）との原則開示の基本的枠組みを定めること

とした」(甲第5号証464及び465ページ)とあるように、不開示情報については開示されないと記載される一方、不開示情報についてまで開示されると記載されていない。

また、前記1(2)ウで述べたとおり、「不開示情報は、開示されないことの利益を保護しようとするものであるから、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示請求に対して開示してはならないこととなる」(同号証465ページ)とあるように、不開示情報については開示されない、むしろ開示が禁止されると記載される一方、不開示情報についてまで開示されると記載されていない。

このように、情報公開法の原則開示の考え方からしても、不開示情報についてまで開示されるということにはならないのであるから、原告の上記主張には理由がない。

エ 以上のとおり、原告の上記主張には理由がない。

### 3 情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方

#### (1) 原告の主張

ア 原告は、情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方について、被告が答弁書第5の2(3)(15及び16ページ)で「情報公開訴訟における審理及び判断は、類型的に見て、いかなる種類、性質の情報が記録されているかという事実認定に基づき、これを公にした場合、不特定の多様な人々との間で、一般的にはどのような支障が生じ得るおそれがあるかを、幅広い経験則に基づいて判断すべきものである」と主張し、同様の判断を示した裁判例の一例として、大阪府知事の交際費に関する最高裁判所平成6年1月27日第一小法廷判決(民集48巻1号53ページ)を挙げたことに関し、同判決は、詳細に事実認定したものであり、「これらの認定及び判断は、必ずしも具体的な証拠や具体的な事実に基づいてされるのでなければならないものでもない」とはいえないと主張する(原告第1準備書面第

1の3(2)・5及び6ページ)。

イ 続いて、原告は、被告が答弁書第5の1(1)(13ページ)で最高裁判所平成21年1月15日第一小法廷決定(民集63巻1号46ページ)を引用したことに関し、福岡高等裁判所平成20年5月12日決定(判例タイムズ1280号92ページ)を引用した上で、同決定は「職責を与えられた裁判所が、できるだけ具体的かつ正確に事実を把握し、適正な判断を行う必要があることを強調しているのである」と主張し、また、上記最高裁判決定の宮川光治裁判官及び泉徳治裁判官のインカーメラ審理の導入の検討が望まれるとの補足意見を根拠に、「これらの判断に沿った解釈、そして訴訟指揮が望まれるというべきである」と主張する(原告第1準備書面第1の3(3)・6ないし8ページ)。

## (2) 被告の反論

### ア 原告の前記(1)アの主張に対する被告の反論

(7) 原告は、前掲最高裁判所平成6年1月27日第一小法廷判決について、「『1』に事実経過、『2』に文書の性質や内容を詳細に認定している」と主張するが、同判決の事実認定部分をみると、原告が主張する同判決の事実経過に係る記載(同判決一の1・民集48巻1号55及び56ページ)は、事案の概要を記載した部分にすぎない上、その内容もわずか20行、文書の性質に係る記載(同判決一の2・同56及び57ページ)も、その内容は、わずか11行にすぎない上、答弁書第5の2(4)(16及び17ページ)で述べたとおりの事実認定のみであり、原告の主張する詳細な事実認定がされているとは到底いえない。

(1) また、そもそも、被告が同判決を挙げたのは、答弁書第5の2(3)(15及び16ページ)で述べたとおり、「情報公開訴訟の審理においては、①当該不開示文書に記録された具体的な文言を明らかにしないまま、当該不開示文書には、いかなる種類、性質の情報が記録されているか、②

情報公開法 5 条 2 号イ、 3 号ないし 6 号の該当性判断においては、その種類、性質の情報が開示された場合に、不特定の多様な人々との間で、一般的に、どのような支障が生じるおそれがあるかが、いずれも経験則に基づいて判断されることになる。このような判断は、具体的な日時、特定の場所において、特定人との関係でいかなる具体的支障が生じ得る蓋然性がどの程度高いかなどという事実認定とは、全く質の異なる判断である。すなわち、情報公開訴訟における審理及び判断は、類型的に見て、いかなる種類、性質の情報が記録されているかという事実認定に基づき、「これを公にした場合、不特定の多様な人々との間で、一般的にはどのような支障が生じ得るおそれがあるかを、幅広い経験則に基づいて判断すべきものである」と主張したことについて、同様の判断を示した裁判例の一例として挙げたものである上、情報公開訴訟の審理においては、通常の訴訟とは異なり、上記で述べた特質を有することは明らかであり、かかる特質を踏まえて審理されるべきとのことわりは何ら変わるものではない。

そして、同判決の判断部分をみても、「一般人が通常入手し得る関連情報と照合することによって懇談の相手方が識別され得るようなものが含まれていることも当然に予想される」(同判決三の 1・民集 48 卷 1 号 59 ページ)、「知事の交際事務には、懇談、慶弔、見舞い、賛助、協賛、饗別などのように様々なものがあると考えられるが、いずれにしても、これらは、相手方との間の信頼関係ないし友好関係の維持増進を目的として行われるものである」(同 60 ページ)、「懇談については、相手方に不快、不信の感情を抱かせ、今後府の行うこの種の会合への出席を避けるなどの事態が生ずることも考えられ、また、一般に、交際費の支出の要否、内容等は、府の相手方とのかかわり等をしん酌して個別に決定されるという性質を有するものであることから、不満や不快の念を抱く者

が出ることが容易に予想される。そのような事態は、交際の相手方との間の信頼関係あるいは友好関係を損なうおそれがあり、交際それ事態の目的に反し、ひいては交際事務の目的が達成できなくなるおそれがあるというべきである」(同ページ)、「交際の相手方や内容等が逐一公開されることとなつた場合には、知事においても前記のような事態が生ずることを懸念して、必要な交際費の支出を差し控え、あるいはその支出を画一的にすることを余儀なくされることも考えられ、知事の交際事務を適切に行うことには著しい支障を及ぼすおそれがあるといわなければならぬ」(同ページ)などと、正に経験則に基づいて判断されている。

(iv) したがって、原告の前記 (I) アの主張には理由がない。

#### イ. 原告の前記 (I) イの主張に対する被告の反論

(7) そもそも、原告が引用する前掲福岡高等裁判所平成20年5月12日決定は、その後の被告が引用する前掲最高裁判所平成21年1月15日決定によって破棄されたものである上、同最高裁決定の理由部分においても、原告が引用する同福岡高裁決定の判断部分を引用した上で、その判断は是認することができないと明示しているのであって、かかる同福岡高裁決定を根拠として、本件について「これらの判断に沿った解釈、そして訴訟指揮が望まれるというべきである」とする原告の前記主張には理由がない。

(i) また、原告がその主張の根拠として挙げる上記最高裁決定の宮川光治裁判官の補足意見についても、そもそも、補足意見であって、反対意見でもないことはもとより、インカメラ審理の導入の点に関しても、「検討されることが望まれる」と述べるにとどまっており、さらに、宮川光治裁判官自身が同補足意見の中において「原決定は、法解釈の枠を超えた判断を行つたものであり、破棄を免れない」と述べているのであるから、これを根拠として、本件について「これらの判断に沿った解釈、そして

訴訟指揮が望まれるというべきである」ということはできない。

次に、泉徳治裁判官の補足意見についても、そもそも、補足意見であって、反対意見でもないことはもとより、インカメラ審理の導入の点に関する、「情報公開訴訟におけるインカメラ審理は、憲法82条に違反するものではない」と述べるにとどまっており、さらに、泉徳治裁判官自身が同補足意見の中において「インカメラ審理を行うことは許されないと考える」と述べているのであるから、これを根拠として、本件について「これらの判断に沿った解釈、そして訴訟指揮が望まれるというべきである」ということはできない。

したがって、原告の前記主張には理由がない。

(イ) さらに、答弁書第5の2(12ないし18ページ)でも述べたとおり、情報公開訴訟における審理及び判断は、類型的に見て、いかなる種類、性質の情報が記録されているかという事実認定に基づき、これを公にした場合、不特定の多様な人々との間で、一般的にはどのような支障が生じ得るおそれがあるかを、幅広い経験則に基づいて判断すべきものである。

この点、情報公開法5条各号の不開示情報に係る規定と同様の規定を置いている個人情報保護法に基づく保有個人情報の不開示決定の適法性が争われた東京高等裁判所平成27年3月11日判決(乙第6号証)においても、「法(引用者注:個人情報保護法)に基づく保有個人情報の開示請求に対する不開示決定の取消訴訟においては、事柄の性質上、当該行政文書に記載された個別具体的な文言が明らかにされることはないが、それにどのような不開示情報が記載されているかについては、経験則に基づき、当該行政文書の作成者、作成時期、当該行政文書の種類、性質、目的など、当該行政文書に記載された情報の基本的な性格から一般的類型的に判断することが求められており、かつ、それで足りる。」(乙

第6号証5枚目)として、被告の主張と同趣旨の判断が示されているところである。

したがって、原告の前記主張は、情報公開訴訟の審理及び司法審査の在り方を正解しない独自の見解というべきであり、失当である。

## 第2 情報公開法5条3号の意義、趣旨及び判断枠組みについて（原告第1準備書面第2に対する反論）

### 1 原告の主張

(1) 原告は、情報公開法5条3号の判断枠組み等について、被告が答弁書第6の2(1)イ(20ないし22ページ)で最高裁昭和53年判決を引用したことに関し、本件の事案と同判決の事案とが異なることや、平成10年6月4日の衆議院内閣委員会議録における政府委員の答弁(甲第6号証5ページ)を理由として、情報公開法5条3号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないとはいえないとして主張する(原告第1準備書面第2の2・9ないし12ページ)。

(2) また、原告は、情報公開法5条3号該当性についての主張立証責任は被告が負うと主張するとともに(原告第1準備書面第2の3・13及び14ページ)、東京高等裁判所平成26年7月25日判決(以下「東京高裁平成26年判決」という。)を引用し、「行政機関の長がなした不開示判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠、すなわち、3号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠がある場合であり、これががないのに不開示決定をした場合は、裁量権の行使に逸脱・濫用があったものとして違法な処分となる」、「したがって、取消訴訟の手続きにおいては、被告は、行政機関の長がなした不開示判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠、すなわち、3号所

定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを主張、立証しなければならず、これが行えない場合は、処分は違法であり取り消されなければならない」と主張する（原告第1準備書面第2の4・14ないし16ページ）。

## 2 被告の反論

### (1) 最高裁昭和53年判決及び政府委員の答弁を理由とする原告の主張に理由がないこと（原告の前記1(1)に対する反論）

ア しかしながら、そもそも、被告が、情報公開法5条3号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないと主張する根拠は、最高裁昭和53年判決だけではなく、情報公開法5条3号の規定振り、文言及び趣旨はもとより、同種裁判例や、総務省行政管理局編「詳解情報公開法」、高橋滋ほか・条解行政情報関連三法及び宇賀克也・新・情報公開法の逐条解説〔第7版〕の文献等をも根拠とするものであり、このことは、答弁書第6（18ないし23ページ）で述べたとおりである。

したがって、最高裁昭和53年判決の事案と本件の事案が異なることをもって、被告の前記主張が導けないことにはならないのであるから、原告の前記主張はそもそも失当である。

イ また、上記の点をおくとしても、答弁書第6の2(1)イ（20ないし22ページ）で述べたとおり、また、前掲新・情報公開法の逐条解説〔第7版〕102ページにも記載されているとおり、情報公開法5条3号のおそれがあると「認めることにつき相当の理由がある」との文言は、出入国管理及び難民認定法21条3項の「法務大臣は、…法務大臣の更新を認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる」との文言を参考に立法されたものであることに何ら変わりはないし、同逐条解説においても、「本条3号は、『行政機関の長が認めることにつき相当の理由

がある情報』という表現を用いることによって、行政機関の長の裁量を尊重する趣旨を明確にしている。」(同逐条解説102ページ)と記載されているところである。

ウ さらに、原告が自らの主張の理由として挙げる平成10年6月4日の衆議院内閣委員会議録における政府委員の答弁についてみても、そもそも、かかる政府委員の答弁は、「論点は、…どこまで個別具体的な審査を司法機関に求めるかということであると思います」、「このようなものは、…国会の行政に対する民主的な統制で対処できる問題であると考えます」(甲第6号証5ページ)といった質問意図を有する質問者の質問に対する回答として答弁されたものである上、答弁自体についても、政府案の情報公開法5条3号及び4号の規定について、「裁判所の司法審査を一切排除するものではございません」、「裁判所は、行政機関の長の判断に合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかを審査するということになります」(同ページ。傍点は引用者)といったものであり、かかる答弁内容からすれば、必ずしも原告の主張のみを裏付ける記載となっていないばかりか、かえって行政機関の長に裁量権があり、司法審査もこれを前提とした上で行政機関の長の判断が許容される限度内のものであるかどうかを対象とするものであるとする被告の主張を裏付ける記載ともいえる。

したがって、同答弁を理由とする原告の前記主張には理由がない。

エ 以上のとおり、原告の前記1(l)の主張には理由がない。

(2) 情報公開法5条3号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同号該当性に関する主張立証責任は原告が負うこと(原告の前記1(2)の主張に対する反論)

ア 情報公開法5条3号は、我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保することは、国民全体の基本的な利益を擁護す

るために政府に課された重要な責務であって、同法においてもこれらの利益を十分に保護する必要があることから、設けられた規定である（総務省行政管理局「詳解情報公開法」60ページ）。そして、答弁書第6の1（18及び19ページ）で述べたとおり、同号に規定された情報は、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政治的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、同号は、行政機関の長がした判断について広く裁量権を認めた趣旨の規定であり、司法審査の場においては、裁判所は、同号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）どうかを審理・判断することが適当である。このことは、情報公開法5条1号、2号イ、5号及び6号の規定が「…おそれがあるもの」となっているのに対し、同条3号が「…おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」となっていることの違いからも明らかである。

この点、原告が引用する東京高裁平成26年判決は、行政庁に広範な裁量を委ねる趣旨ではなく、法規の目的に従って所定の権限を適法に行使すべきものとしての限定を付する趣旨であるとした上、情報公開法5条3号所定のおそれがあると認めることにつき相当の理由があることについてあたかも被告に主張立証責任があるかのような判示をしているが、そのような判断であるとすれば、上記のような立法趣旨、行政庁の長の判断の専門性・技術性、同条の他の条項の文言との違い等を軽視しているといわざるを得ない。また、東京高裁平成26年判決は、上記のような判断の根拠として、平成17年法律第55号による改正前の旅券法（以下「平成17年改正前旅券法」という。）13条1項5号の解釈に関する最高裁判決（最高

裁昭和44年7月11日第二小法廷判決・民集23巻8号1470ページ)を挙げるが、平成17年改正前旅券法13条1項5号は「外務大臣において、著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」(傍点は引用者)に対して外務大臣が旅券の発給等をしないことができるとの規定であるところ、上記規定は、文言上「著しく且つ直接に」との限定が付されており、他方、情報公開法5条3号の「おそれ」には上記のような限定が付されていないから、両者では行政機関の長ないし外務大臣が認める「おそれ」の程度ないし内容が異なるというべきである。むしろ、答弁書第6の2(1)イ(20ないし22ページ)で述べたように、情報公開法5条3号の文言は、最高裁判所昭和53年判決が、「在留期間の更新を認めるに足りる相当の理由がある」かどうかの判断に法務大臣の広い裁量を認めた、出入国管理及び難民認定法21条3項の規定の文言を参考に立法されたものであるから、平成17年改正前旅券法13条1項5号と情報公開法5条3号を同列に論じることは適切でない。

また、情報公開法5条3号の解釈に関して東京高裁平成26年判決と同旨の最高裁判決はなく、むしろ、最高裁判所は、同号と同様の規定振りである情報公開条例の規定(「…おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」)に関する事案につき、被告の主張と同趣旨の判示をしている(最高裁平成19年5月29日第三小法廷判決・集民224号463ページ、最高裁平成21年7月9日第一小法廷判決・集民231号215ページ)。また、東京高裁平成26年判決の後に言い渡された同号の解釈に関する裁判例においても、行政機関の長の第一次判断を尊重し、その判断が合理的なものとして許容される範囲内であるかどうかが審理されるべきであって、同号に該当する旨の行政機関の長の判断が社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又

はその濫用があったものとは認められないとして、当該不開示決定は適法とされている（東京高等裁判所平成28年5月18日判決（判例集未登載（乙第7号証））、東京地方裁判所平成27年11月26日判決（判例集未登載（乙第8号証）〔乙第7号証の原審〕）、大阪高等裁判所平成28年6月29日判決（判例集未登載（乙第9号証）））。

イ そして、情報公開法5条3号該当性に関する主張立証責任については、答弁書第6の2(2)（22及び23ページ）で述べたとおり、不開示情報該当性の判断に至る過程で行政機関の長が行った各段階における当該行政機関の長の裁量権の行使に逸脱・濫用があったことを基礎づける具体的な事実について、原告がその主張立証責任を負うものと解すべきである（名古屋高等裁判所平成17年3月17日判決・訟務月報52巻8号2446ページ、前掲東京高裁平成28年5月18日判決及び同大阪高裁平成28年6月29日判決参照）。

なお、被告は、原告が上記の主張立証を行うために必要な限度で、行政機関の長が認定した前提事実の内容、当該認定事実の情報公開法5条3号の要件への当てはめ、その要件充足性の判断に基づく当該不開示情報に該当するとの認定（評価）の概略を明らかにする必要はある。しかしながら、このことは、上記の各事項について被告が主張立証責任を負うことを意味するものではなく、飽くまで、原告が裁量の逸脱・濫用を基礎づける事実を具体的に主張立証するために、被告がその前提となるべき事項を指摘するにすぎないものである（前掲名古屋高裁平成17年3月17日判決、前掲東京高裁平成28年5月18日判決及び前掲大阪高裁平成28年6月29日判決参照）。

その上で、実際の判断においては、原告の主張立証を踏まえた上で、情報公開法5条3号の「おそれ」があると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があるか、すなわち合理性を持つ判断として許容される限度内

のものであるかが検討、判断されることとなる。

ウ 以上のとおり、情報公開法5条3号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同号該当性に関する主張立証責任は原告が負うものであるから、原告の前記1(2)の主張には理由がない。

### 第3 情報公開法5条4号の意義、趣旨及び判断枠組みについて（原告第1準備書面第3に対する反論）

#### 1 原告の主張

原告は、情報公開法5条4号の判断枠組み等について、「前項（引用者注：原告第1準備書面第2）で述べた原告の反論がそのままこれらに対する反論として妥当する」と主張し、「行政機関の長がなした不開示判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠、すなわち、4号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠がある場合であり、これががないのに不開示決定をした場合は、裁量権の行使に逸脱・濫用があったものとして違法な処分となる」、「取消訴訟の手続きにおいては、被告は、行政機関の長がなした不開示判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠、すなわち、4号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを主張、立証しなければならず、これが行えない場合は、処分は違法であり取り消されなければならない」と主張する（原告第1準備書面第3・17ページ）。

#### 2 情報公開法5条4号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同号該当性に関する主張立証責任は原告が負うこと（被告の反論）

(1) 情報公開法 5 条 4 号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上、合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同号該当性に関する主張立証責任は原告が負うことは、答弁書第 7 (23ないし 27 ページ) で述べたとおりである。

被告は、情報公開法 5 条 4 号の規定振り、文言及び趣旨はもとより、同号と同条 3 号との関係、整合性や、同種裁判例、各種文献等をも根拠として、かかる主張をしているのであって、原告の前記 1 の主張には理由がない。

(2) また、原告の前記 1 の主張の立論は、情報公開法 5 条 3 号に係る原告第 1 準備書面第 2 (8ないし 16 ページ) と同じとのことであるから、この点に対する反論としては、前記第 2 で述べたところがそのとおり当てはまるものであり、この点からしても、原告の前記 1 の主張には理由がない。

(3) さらに、原告の前記 1 の主張、解釈を直接導く実質的根拠としては、原告が引用する東京高裁平成 26 年判決であるところ、前記第 2 の 2 (2) アで詳述したとおり、同判決は、情報公開法 5 条 4 号の立法趣旨、行政庁の長の判断の専門性・技術性、情報公開法 5 条の他の条項の文言との違い等を軽視していると言わざるを得ない。また、同判決がその判断の根拠とする平成 17 年改正前旅券法 13 条 1 項 5 号の文言と情報公開法 5 条 4 号の文言とは異なるものであるから、同列に論じることは適切でない。

そして、最高裁判所の裁判例についてみても、情報公開法 5 条 4 号の解釈に関する事案について、被告の主張と同趣旨の判示をしている（前掲最高裁平成 19 年 5 月 29 日第三小法廷判決、前掲最高裁平成 21 年 7 月 9 日第一小法廷判決）。

(4) 以上のとおり、情報公開法 5 条 4 号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同号該当性に関する主

張立証責任は原告が負うものであるから、原告の前記1の主張には理由がない。

#### 第4 本件決定が適法であること（原告第1準備書面第4に対する反論）

1 本件決定は、本件不開示部分に記録されている情報が、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、情報公開法5条3号又は同条4号に該当すると検討、判断されてなされたものであること

##### (1) 原告の主張

原告は、「行政機関個人情報保護法（引用者注：個人情報保護法のこと。以下、同じ。）10条2項1号及び2号に該当する文書は、直ちに情報公開法5条3号又は4号に該当するものではない」、「行政機関個人情報保護法10条2項1号又は2号に該当する文書が直ちに情報公開法5条3号又は4号に該当する文書とならない」と主張する。（原告第1準備書面第4の1・17及び18ページ）

##### (2) 被告の反論

しかしながら、そもそも、本件決定は、本件文書が個人情報保護法10条2項1号及び2号に該当する文書であることのみを理由に、本件不開示部分に記録されている情報が情報公開法5条3号又は4号に該当するとしたものではなく、本件不開示部分に記録されている情報は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、情報公開法5条3号又は同条4号に該当すると検討、判断されてなされたものである。

したがって、原告の前記主張には理由がない。

2 本件不開示部分に記録されている情報が情報公開法5条3号又は同条4号に該当することについて、何ら具体的な事実関係に基づく合理的根拠が示されて

いないとする原告の主張は理由がないこと

### (1) 原告の主張

原告は、「情報公開法 5条3号又は4号の不開示事由に該当する場合とは、行政機関の長が行った不開示判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的根拠、すなわち、3号又は4号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠がある場合であり、被告は、行政機関の長が行った不開示判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を主張立証しなければならない」との主張を前提とした上で、「被告は、上記のとおり一般的抽象的な可能性を述べるのみで、本件不開示部分が情報公開法 5条3号又は同条4号に該当することにつき、何ら具体的な事実関係に基づく合理的根拠を示していない」と主張する（原告第1準備書面第4の2・18及び19ページ）。

### (2) 被告の反論

ア しかしながら、情報公開法 5条3号又は同条4号に該当する旨の行政機関の長の判断は、社会通念上、合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められず、また、同条3号又は同条4号該当性に関する主張立証責任は原告が負うことは、前記第2及び第3で詳述したとおりであり、原告の前記(1)の解釈、主張は、情報公開法 5条3号又は同条4号の規定振り、文言及び趣旨、同条3号と同条4号との関係、整合性や、最高裁判例等の裁判例、各種文献等に齟齬するものであり、その前提を誤るものであるから、そもそも失当である。

イ また、上記の点をおくとしても、被告は、答弁書第9の1及び2（29ないし31ページ）で述べたとおり、本件文書の性質や、本件不開示部分に記録されている内容について、可能な限り具体的に示し、本件不開示部分に記録されている情報が、公にすることにより、どのような事態が発生するおそれがあるのか、また、その結果、国の安全、犯罪の予防、鎮圧又

は捜査その他公共の安全と秩序の維持にどのような支障を及ぼすおそれがあるかについても、可能な限り具体的に示した上で、情報公開法5条3号又は同条4号に該当すると主張しているものであり、警察庁長官がこれらのおそれがあると判断したことが社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えていとは到底いえない。

ウ したがって、原告の前記主張には理由がない。

3 本件決定と別件開示決定は、請求の対象を異にし、対象文書を公にすることによる國の安全が害されるおそれ等も異にするものであるから、別件開示決定の判断をもって、本件決定の判断が社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えていとはいえないこと

#### (1) 別件開示請求の経緯

ア 原告は、警察庁長官に対し、平成30年1月4日付で、情報公開法4条1項に基づき、「DNA型データベース、登録指紋のデータベース、指掌紋自動識別システム、Nシステム、画像情報検索システム、外国人個人識別情報、被疑者写真ファイル（いずれも名称が異なる場合は各名称から合理的に理解できる同様のもの）の個人情報ファイル管理簿ないしそれに類するもの」の開示を請求した（甲第7号証。以下「別件開示請求」という。）。

イ 警察庁長官は、原告に対し、平成30年1月19日付で、情報公開法4条2項に基づき、「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」（乙第10号証）により、DNA型データベースはDNA型照会業務及び身元確認照会業務、登録指紋のデータベース及び指掌紋自動識別システムは指掌紋業務、画像情報検索システム及び被疑者写真ファイルは被疑者写真照会業務として、犯罪鑑識官が保有個人情報管理簿を保有していること、外国人個人識別情報及び自動車ナンバー自動読み取りシステムについては保有個人情報管理簿を作成しておらず、保有していないことを教示した上で、請求する行政文書及び開示請求手数料を確認するため、行政文書開示請求書の補

正を求めた。

ウ 原告は、警察庁長官に対し、平成30年1月22日付で、補正書（乙第11号証）により、DNA型データベースはDNA型照会業務及び身元確認照会業務、登録指紋のデータベース及び指掌紋自動識別システムは指掌紋業務、画像情報検索システム及び被疑者写真ファイルは被疑者写真照会業務として、犯罪鑑識官が保有している保有個人情報管理簿及び自動車ナンバー自動読み取りシステムに係る保有個人情報管理簿の開示を請求した。

エ 警察庁長官は、原告に対し、平成30年1月30日付で、「開示・不開示の審査に時間を要する」ことを延長の理由として、情報公開法10条2項に基づき、本件開示請求に係る決定の期限を同年3月9日まで延長する旨の通知を送付した（甲第9号証）。

オ 警察庁長官は、原告に対し、平成30年1月30日付で、別件開示請求に対し、「行政文書不開示決定通知書」（甲第8号証）により、自動車ナンバー自動読み取りシステムの保有個人情報管理簿について、不開示決定をした。

カ 警察庁長官は、原告に対し、平成30年3月9日付で、「行政文書開示決定通知書」（甲第10号証）により、犯罪鑑識官が保有するDNA型照会業務、身元確認照会業務、指掌紋業務及び被疑者写真照会業務に係る保有個人情報管理簿（18件分。甲第12号証の1ないし18。以下「別件開示文書」という。）について、一部を不開示とする決定（以下「別件開示決定」という。）をした。

## (2) 別件開示決定の判断について

ア 別件開示請求は、本件開示請求とは異なり、警察庁が保有する国の安全や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルに係る保有個人情報管理簿の全ての開示を求めるものではなく、飽くまでも警察白書等で公にしている一部の警察業務に限定して、当該部分についてのみの保有個人情報管理簿の開

示を求めているものである。

イ 別件開示文書は、個人情報保護法10条2項1号、2号及び11号に該当するとして同条1項に基づく総務大臣への事前通知の適用除外とされている個人情報ファイルに係る保有個人情報管理簿（18件分）であり、いずれも、「名称」、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」、「利用の目的」、「記録される項目」、「本人として記録される個人の範囲」、「記録される個人情報の収集方法」、「記録される個人情報の経常的提供先」、「保有開始の年月日」、「保存場所」及び「備考」の各項目欄及び各項目の各記載欄から構成されており、公にされることを前提に作成、保管されているものではない。

ウ 別件開示文書の各記載欄には、警察庁が、国の安全等や犯罪捜査等のために、どのような個人情報を、どの部署において、どのような利用の目的で、どのような項目・範囲・方法で、いつから、どのようにして収集・保有し、どこに保存し、どこに提供しているかなどが記載されている。

したがって、本質的には、これらを公にすることにより、警察庁が、国の安全等や犯罪の捜査等のために、どのような個人情報を、どの部署において、どのような利用の目的で、どのような項目・範囲・方法で、いつから、どのようにして収集・保有し、どこに保存し、どこに提供しているかなどが明らかとなり、捜査等の性質上、本来的に秘密とされる警察の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、警察活動の実態等を把握することが可能となってしまい、また、今後の警察の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、警察活動の実態等を推し量ることも可能となってしまうばかりか、国の安全を脅かす反社会勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、警察の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、警察活動の実態等を把握し、身分の偽装、犯罪手口の変更又は警察活動への妨害等の対抗措置を講じたり、当該個人情報の保存場所たる警察

関連施設への不法行為を敢行することを容易ならしめてしまうなど、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

工 もっとも、別件開示請求については、警察庁が保有する国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルに係る保有個人情報管理簿の全ての開示を求めるものではなく、飽くまでも警察白書等で公にしている一部の警察業務に限定されたものであり、また、個人情報を保有していること自体さえ一切公にしていない情報について探索的に記載した上で開示を求めるものでもなかった。

そのため、別件開示請求については、開示請求時点で警察庁が保有する保有個人情報管理簿の中から対象となる保有個人情報管理簿を特定した上で、本件開示請求とは異なり、内容の一部を公にしたとしても、その他の保有個人情報管理簿に係る記述部分の増減・存否等の傾向を経時的ないし経年的に把握することが可能となるものではなく、仮に本件文書と照合した場合であっても、警察庁が国の安全等や犯罪捜査等のために、いつ、どの部署が、どのような個人情報について保有を開始し、又は保有しないこととしたかなどが、開示決定時点及び将来的に同様の開示請求が繰り返しなされた場合であっても特定されるおそれがないと認められたことから、各項目の各記載欄の一部を不開示として決定をしたものである。

このように、個人情報を保有していること自体さえ一切公にしていないものを含め、全ての保有個人情報管理簿が対象とされている本件開示請求と、既に公となっている一部の警察業務に限定された、一部の保有個人情報管理簿が対象とされている別件開示請求とでは、その中の一部に同一の保有個人情報管理簿が含まれているとしても、公にされることによる影響は全く異なるものである。

### (3) 本件決定の判断について

ア 他方、本件開示請求については、既に公となっている一部の警察業務に限定された、一部の保有個人情報管理簿が対象とされている別件開示請求とは異なり、個人情報を保有していること自体さえ一切公にしていないものを含む警察庁が保有する国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルに係る全ての保有個人情報管理簿が対象とされているものであり、それゆえ、警察庁に置かれた長官官房、生活安全局、刑事局、交通局、警備局及び情報通信局にそれぞれ置かれている各所属が保有する国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルに係る保有個人情報管理簿について、警察庁組織令に規定された所属の順番に従って整理したものを、本件文書として特定したものである。

イ 答弁書第9の1及び2（29ないし31ページ）で述べたとおり、本件不開示部分（本件文書のうち、個人情報保護法10条2項1号又は2号に該当する個人情報ファイル（122件分）に係る保有個人情報管理簿の各項目の各記載欄）には、「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル」及び「犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル」の内容に関する情報が記載されており、具体的には、警察庁が、国の安全等や犯罪捜査等のために、どのような個人情報を、どの部署において、どのような利用の目的で、どのような項目・範囲・方法で、いつから、どのようにして収集・保有し、どこに保存し、どこに提供しているかなどが記載されている。

したがって、本件不開示部分に記録されている情報は、警察庁が、国の安全等や犯罪捜査等のために、どのような個人情報を、どの部署において、どのような利用の目的で、どのような項目・範囲・方法で、いつから、どのようにして収集・保有し、どこに保存し、どこに提供しているかなどであり、公にすることにより、警察庁が、国の安全等や犯罪捜査等のために、

どのような個人情報を、どの部署において、どのような利用の目的で、どのような項目・範囲・方法で、いつから、どのようにして収集・保有し、どこに保存し、どこに提供しているかなどが明らかとなるものであり、捜査等の性質上、本来的に秘密とされる警察の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、警察活動の実態等を把握することが可能となってしまい、また、今後の警察の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、警察活動の実態等を推し量ることも可能となってしまうばかりか、国の安全を脅かす反社会勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、警察の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、警察活動の実態等を把握し、身分の偽装、犯罪手口の変更又は警察活動への妨害等の対抗措置を講じたり、当該個人情報の保存場所たる警察関連施設への不法行為を敢行することを容易ならしめてしまうなど、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 別件開示決定については、刑事局犯罪鑑識官が保有する保有個人情報管理簿のうち、その一部の18件の保有個人情報管理簿のみを別件開示文書として特定し、各項目の各記載欄の一部を不開示とする決定をしたものであるが、本件文書（122件）について、別件開示決定と同様に、一部でも開示をする決定をした場合には、開示された部分を照合することにより、本件文書のどこに別件開示文書が位置しているかを把握することが可能となってしまい、また、このような照合を行った結果、別件開示文書である犯罪鑑識官が保有する保有個人情報管理簿が本件文書のそれぞれ何枚目に該当するのかを特定することも可能となってしまう。さらに、本件開示請求と同様の開示請求が更になされた場合、別件開示文書を目印として、各所属における国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの増減を把握することも可能となってしまうことになる。

容易に想定されることではあるが、一例を挙げるに、例えば、本件開示請求と同様の新たな開示請求により開示された文書において、別件開示文書の位置が本件文書での位置よりも前に移動していた場合には、犯罪鑑識官よりも前の所属において保有していた保有個人情報管理簿が減っていることが明らかとなり、このことから当該所属において国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルを保有しなくなつたこと及びその件数が明らかとなってしまうし、逆に本件文書での位置よりも後ろに移動していた場合には、犯罪鑑識官よりも前の所属において保有している保有個人情報管理簿が増えていることが明らかとなり、このことから当該所属において国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルを新たに保有したこと及びその件数が明らかとなってしまう。

また、これも容易に想定されることではあるが、一例を挙げるに、例えば、別件開示文書と本件文書とを照合した結果、本件文書内における別件開示文書のうち、各々の保有個人情報管理簿の位置に変化があった場合、例えば、本件文書において「DNA型照会業務」に係る保有個人情報管理簿が100ページ目で、「身元確認照会業務」に係る保有個人情報管理簿が101ページ目であったものが、後に行った本件開示請求と同種の開示請求により開示された文書においては、「DNA型照会業務」に係る保有個人情報管理簿が100ページ目で、「身元確認照会業務」に係る保有個人情報管理簿が102ページ目に変化していた場合、「DNA型照会業務」及び「身元確認照会業務」に係る保有個人情報管理簿を保有している犯罪鑑識官が、その間に国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルを新たに保有したことが把握できることとなってしまう。

さらに、国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの内、警察庁が警察白書等により保有を公にしているものや各所属の所掌事務等から保有していることが推測されるものに対して、別件開示請求と同種の開示

請求することにより、当該個人情報ファイルを保有している所属における国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの増減を把握することが可能となってしまうばかりか、当該開示請求により開示された文書を新たな目印として、本件文書と照合することにより、公にしていない国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの数及びこれを保有している所属について、特定が可能となってしまう。

工 本件決定については、警察庁において、どの所属が国の安全等や犯罪捜査等に係る業務を担当しているかについては、警察組織令に定められた各所属の所掌事務等を確認すれば容易に特定できるところ、本件決定において、不開示とした各記載欄の一部でも公にすれば、将来的に本件開示請求又は別件開示請求と同様の開示請求が繰り返されるなどした場合、警察庁の国の安全等や犯罪捜査等に係る業務を担当する所属における国の安全等や犯罪捜査等に関する個人情報ファイルの増減を経時的ないし経年に把握することが可能となり、そのことから警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動を推知させ、ひいては、警察活動の実態等を把握又は推察されることにもつながりかねない上、開示請求時点における治安情勢や国際情勢等の他の情報と照合することにより、いつ、どの部署が、どのような個人情報について保有を開始し、又は保有したこととしたかなどが特定され、これにより、国の安全を脅かす反社会勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、警察が特定の情報を入手したか否かなどを把握又は推察し、それに基づく対抗措置を講じることを容易ならしめてしまうなど、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断してなされたものである。

(4) 原告の「本件部分開示文書は甲13の1～122であるが、項目欄以外は全面的に不開示となっているため、本件部分開示文書のうち、いずれが別件部分開示文書に対応するのか特定が困難となっている」との主張について

なお、原告は、「本件部分開示文書は甲13の1~122であるが、項目欄以外は全面的に不開示となっているため、本件部分開示文書のうち、いずれが別件部分開示文書に対応するのか特定が困難となっている」(原告第1準備書面第4の3(2)・21ページ)と主張する。

この点は、正に、これまで述べてきたとおり、本件決定において各記載欄の一部でも公にした場合には、国の安全を脅かす反社会勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、原告が行った開示請求と同様の個別具体的な保有個人情報管理簿の開示請求を行えば、それによって開示された文書と一部公となつた保有個人情報管理簿との照合を行い、これらの照合作業を繰り返すことにより、警察庁の国の安全等や犯罪捜査等に係る業務を担当する各所属が保有する個人情報ファイルに係る保有個人情報管理簿の増減の把握が可能となってしまうのであって、本件開示請求に対する開示・不開示の判断は、そのような照合作業が可能とならないように十分に検討を重ねた上で本件決定をしたものである。

#### (5) 小括

以上のとおり、本件不開示部分に記録されている情報は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、情報公開法5条3号又は同条4号に該当するものであるし、本件決定と別件開示決定は、請求の対象を異にし、対象文書を公にすることによる国の安全が害されるおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれを異にするものであるから、別件開示決定の判断をもって、本件決定の判断が社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えていとはいえない。

#### 4 本件決定について、審査会においても「公表されている他の情報」について言及した上で答申を行っていること

### (1) 原告の主張

原告は、審査会の答申においても本件決定が妥当である旨の判断がされていることに関し、審査会は誤った諮問庁の説明に基づいて答申を行ったものであり、別件開示決定により、審査会の答申の判断自体が誤りであることは明らかであると主張する(原告第1準備書面第4の4(4)・23及び24ページ)

### (2) 被告の反論

しかしながら、本件決定について、審査会においても、本件文書を実際に見分しての、いわゆるインカメラでの審査を行うなどした結果、「本件管理簿の各項目の記載内容を一部でも公にすれば、公表されている他の情報と併せてその他の記載内容が容易に推察されることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、本件管理簿の全ての項目の記載内容を不開示としたことは妥当である」との判断・答申をしており、「公表されている他の情報」については、警察白書、警察庁ホームページ等に掲載されている情報のほか、別件開示請求のように開示請求がなされた場合に個別に文書を開示することも想定した上で判断したものであり、本件決定の適法性は、かかる審査会の答申・判断からも裏付けられている(乙第5号証)。

したがって、この点に関する原告の前記主張には理由がない。

### 5 小括

以上のとおり、本件不開示部分に記録されている情報は、国の安全を害するおそれ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、情報公開法5条3号又は同条4号に該当する。警察庁長官がこれらのおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく

妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

したがって、本件決定は適法である。

## 第5 結語

以上のとおり、本件決定は適法であり、原告の請求に理由がないことは明らかであるから、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

以 上

## 略語表

平成30年(行ウ)第126号  
警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件  
原告:特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

略語	語彙	書面	ページ
情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	答弁書	5
個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	答弁書	5
本件開示請求	原告の平成28年5月15日付け警察庁長官に対する開示請求	答弁書	5
本件文書	本件開示請求に係る対象文書(保有個人情報管理簿)	答弁書	5
本件決定	警察庁長官が平成28年7月15日付けでした保有個人情報管理簿(本件文書)を開示する決定及び本件文書の一部を不開示とする決定	答弁書	5
本件取消しの訴え	請求の趣旨第1項。本件決定の取消しの訴え	答弁書	5
本件義務付けの訴え	請求の趣旨第2項。本件文書の開示決定の義務付けの訴え	答弁書	5
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
本件対象文書	総務大臣への事前通知の適用除外としている個人情報ファイル(126件分)	答弁書	7
本件不開示部分	個人情報保護法同条2項1号又は2号に該当する個人情報ファイル(122件分)の各項目欄のうち、各記載欄を不開示とした部分	答弁書	7
審査会	情報公開・個人情報保護審査会	答弁書	10
不開示情報	情報公開法5条柱書きの規定	答弁書	10
他国等	他国又は国際機関	答弁書	18
最高裁 昭和53年判決	最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決 (民集32巻7号1223ページ)	答弁書	21
原告第1準備書面	原告の2018年(平成30年)8月21日付け第1準備書面	準備書面(1)	5
東京高裁 平成26年判決	東京高等裁判所平成26年7月25日判決	準備書面(1)	14
平成17年改正前 旅券法	平成17年法律第55号による改正前の旅券法	準備書面(1)	17
別件開示請求	原告の平成30年1月4日付け警察庁長官に対する開示請求	準備書面(1)	24
別件開示文書	犯罪鑑識官が保有するDNA型照会業務、身元確認照会業務、指掌紋業務、及び被疑者写真照会業務に係る保有個人情報管理簿(18件分)	準備書面(1)	25
別件開示決定	別件開示文書について、一部を不開示とする決定	準備書面(1)	25